平成２６年（フ）第１０８７号
大阪市淀川区十三本町１丁目21番29号　寺田マンション101号
債務者　阿曽　康彦（旧姓紺谷）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０７号
大阪府大東市太子田３丁目１番19号　レオネクストホープ201号
債務者　南口　勉
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２２号
大阪市東住吉区西今川１丁目５番２号
債務者　坂東　徹夫（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６６号
大阪市東淀川区大桐３丁目５番６―602号
債務者　中村　純子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目24番１号　サンライズ天下茶屋206号
債務者　船倉　輝雄
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９１号
大阪府吹田市千里山西４丁目31番14―604号
債務者　伊達　秀文
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３０号
大阪市平野区西脇２丁目９番10号ジョイフル和幸401
債務者　濱口　政幸（旧姓廣原）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６８号
大阪市港区波除１丁目１番37―509号
債務者　島﨑さつき
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０３号
大阪市西淀川区福町２丁目24番８号
債務者　小西　一美
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１９号
大阪市北区本庄東２丁目４番２―1138号
債務者　長谷川朝重
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６５号
大阪市旭区高殿７丁目21番15号ロイヤル小林401号、前住所大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘３丁目12番地の12
債務者　甚古　典子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６６号
大阪市旭区赤川２丁目16番12号
債務者　山中　美樹（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６７号
大阪府寝屋川市美井町６番２―306号
債務者　橘谷恵津子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２号
山形県東根市神町東２丁目８番８号
債務者　古澤　光雄
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
山形県寒河江市山岸町７番35号
債務者　渡邉　一彦
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
山形市鉄砲町１丁目14番10―102号　ＳＫアドラーレ
債務者　西田　好伸
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３２号
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目328番地７
債務者　鴨下　美幸（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
埼玉県上尾市大字小泉319番地10　渡邉方、旧住所埼玉県川口市大字東内野226番地の１401号
債務者　加藤　善秋
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係